

在宅介護支援センターききょうの里運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人茂木福寿会が開設するききょうの里居宅支援センター（以下「事業所」という。）行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所における指定居宅介護支援の事業は、次の基本方針に従って行うものとする。

（1）指定居宅介護支援の事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

（2）指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

（3）指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

（4）事業の運営に当たっては、関係市町村、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第3条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

（2）介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日とする。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他必要な額)

第5条 事業所の行う指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、介護支援専門員がその提供に当たる。指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(1) 要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成する。

(2) 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス提供事業者その他との連絡調整等を行う。

(3) 当該要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合は、介護保険施設への紹介その便宜の提供を行う。

(4) その他居宅サービス計画の達成に必要な事項。

(5) 地域包括支援センターからの委託により居宅介護支援事業の提供を行う。

2 介護支援専門員は、通常事業所の相談室において利用者の相談を受けるものとする。

3 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、居宅サービス計画ガイドライン方式等に基づく課題分析票を用いて行うものとする。

4 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整等を図るため、通常事業所会議室に、当該サービスの担当者を招集してサービス担当者会議を開催するものとする。

5 介護支援専門員は、第1項各号に規定する指定居宅介護支援を行う。1月に1度以上利用者を訪問するものとする。

6 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働大臣の定める告示上の額とし、当該指定居宅支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴しない。

7 次条の通常の事業の実施地域(茂木町、市貝町、益子町)を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域以外の地域から、片道おおむね10キロメートル未満 200円

(2) 実施地域以外の地域から、片道おおむね10キロメートル以上 300円

8 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、茂木町、市貝町、益子町とする。

(その他運営についての留意事項)

第7条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 年6回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人茂木福寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第8条 (サービスの利用に関する留意事項、ハラスメント処理)

(1) ご家族等からのハラスメントに適切に対応するために必要な措置を講じます。

第9条 (BCP(事業継続計画)策定について)

(1) 業務継続計画(BCP)の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して、指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修等を実施するものとする。

第10条 (感染症対策)

(1) 感染対策委員会の開催及び感染症及びまん延防止のための研修、研修の実施

(2) 感染防止及びまん延防止のための指針の整備

(3) 感染防止に関する担当者の選任

第11条 (高齢者虐待防止及び身体拘束の適正化)

(1) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(2) 虐待防止に関する担当者を選任

(3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備、研修の実施

附則

この規程は、平成11年10月1日より施行する。

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

第5条1項については、16年4月1日より施行する。

第5条7項(1)(2)については、平成17年4月1日より一部訂正する。

第5条1項(5)については、平成18年4月1日より施行する。

第4条(2)については、平成27年4月1日より一部訂正する。

第3条(2)については、令和6年4月1日より一部訂正する。

第8条(1)については、令和6年4月1日より施行する。

第9条(1)については、令和6年4月1日より施行する。

第10条(1)、(2)、(3)については、令和6年4月1日より施行する。

第11条(1)、(2)、(3)については、令和6年4月1日より施行する。

第4条(2)については、令和6年8月1日より一部訂正する。